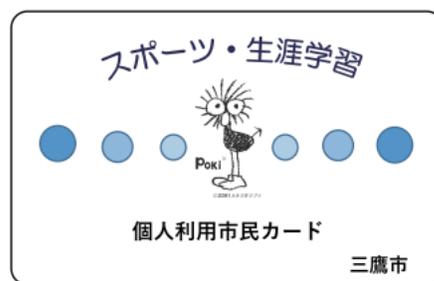


『三鷹市スポーツ・生涯学習 個人利用市民カード』 交付のご案内

チャージ・回数券は
令和5年2月28日（火）
17時より

これまでの市民等カード及び高齢者減額カードに代わり、便利でお得にご利用いただける新 IC カード「三鷹市スポーツ・生涯学習個人利用市民カード」を交付します。

市民等カード及び高齢者減額カードをお持ちの方は、新 IC カード「三鷹市スポーツ・生涯学習個人利用市民カード」と引き換えができます。（本人確認書類が必要です。）
※市民等カード及び高齢者減額カードは、当分の間、引き続きご利用いただけます。



《新カードの機能》

- **チャージ**ができます。（上限2万円）
- **IC回数券**を購入できます。（10回分購入で11回利用可。最大22回分まで）
- **チケットレス通行**ができます。（SUBARU総合スポーツセンターの個人利用のみ。弓道場・アーチェリー場除く）
- 券売機等で大人・子ども・高齢者等の対象料金が自動判別されます。

★本人のみ利用できます。大人のカードで子どもの使用券を購入することはできません。

★子どものカードを新たに申請する場合は、保険証等の本人確認書類が必要となります。

★詳しいご利用方法については、HP（利用規約）に掲載いたします。

利用規約については総合案内及び地下スポーツ受付でも配布しています。

HP : <https://www.mitakagenki-plaza.jp/>

